

令和4年第1回定例会（令和4年3月8日）

観光建設水道委員会委員長（三重 忠昭 委員長）

去る3月2日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第3号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第13号）」関係部分、ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案3件のうち、「議第3号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第13号）」関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、上人ヶ浜公園整備運営事業の事業者決定が翌年度になること等に伴い繰越明許費を補正計上しているとの詳細な説明がなされました。

委員から屋外温浴施設に関する基本構想策定委員会に取りまとめられた基本構想検討報告書との整合性及び方向性について指摘があり、さらに、市営温泉の湯量について質疑があり、当局から問題なく推移しているとの説明がなされた次第であります。

次に、文化国際課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の影響により、別府アルゲリッチ音楽祭に係る歳出予算を減額補正するものであるとの説明がなされました。

委員から600万円減額の内訳について質疑があり、当局から、子ども等を中心としたコンサートを新型コロナウイルス感染症の影響で中止したものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、農林水産課関係部分についてであります。

有害鳥獣の捕獲頭数の増加が見込まれることから捕獲謝礼金を増額補正するものであるとの詳細な説明がなされた次第であります。

委員から有害鳥獣の捕獲頭数について質疑があり、当局から猪、鹿等928頭追加し、合計2,151頭となるとの説明がなされました。

さらに、公園緑地課関係部分では、鉄輪地獄地帯公園整備事業について公園整備工事と照明工事の工事間調整の必要が生じたため繰越明許費を計上するものであるとの説明がなされました。

最後に、施設整備課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の影響や半導体、電子部品の不足により建設資材の納入が遅延するため、市営住宅整備事業の工事費1,971万円について繰越明許費を計上するものであるとの説明がなされました。

委員より納入が遅延する建築資材について質疑があり、当局から市営住宅のポンプの制御関係に使用する半導体が遅延しているが、令和4年度の上半期までには調達できる見込みであるとの説明がなされました。

その他、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理などを補正計上しているとの説明がなされました。

採決の結果、「議第3号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第13号）」関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第7号 令和3年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

当局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、2,471万7千円の見込みであり、投資的経費の財源を示す資本的収入及び支出については、13億3,591万3千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんする予定であるとの詳細な説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第8号 令和3年度別府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

当局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純損失は、3億187万円の見込みであるとの説明がなされた次第であります。

委員より下水道の普及率等について質疑があり、当局から下水道の普及率は67パーセントであり、今後の進捗については毎年0.数パーセント伸ばす予定であるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案3件についてであります。

まず、「議第28号 別府市野菜集出荷場の設置及び管理に関する条例の廃止について」その内容は、浜脇地区にある野菜集出荷場の利用者がいなくなり、集出荷場を廃止するため条例を廃止するものであるとの説明がありました、続きまして、「議第29号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」その内容は、亀川地区市営住宅集約建替事業の実施により（旧）市営亀川住宅A棟などを廃止するものであるとの説明がなされました。

最後に「議第30号 別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」その内容は、地方公営企業法等の規定により上下水道事業に管理者を置かず、管理者の権限を市長が行うこととするための条例改正であるとの説明がなされました。

以上3件の条例議案の採決について、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後にその他議案2件についてであります。

まず「議第33号 市道路線の認定及び廃止について」であります。その内容は、道路法の規定に基づき15本の市道路線を新たに認定し、7本の市道路線を廃止するものであるとの説明が、次に、「議第35号 市長専決処分について」その内容は、新型コロナウイルス感染症緊急支援事業5,960万円を繰越明許費として市長において専決処分したことに伴い、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

この2つの議案の採決についても当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。